

# 人事委員会年報

令和3年度

山形県人事委員会

# 目 次

## I 人事委員会

1	人事委員会	1
2	人事委員会会議	1
	(1) 人事委員会会議の開催	1
	(2) 人事委員会の議決事項等	2
3	条例に対する意見	9
4	人事委員会規則の設定、改正及び廃止	10
5	人事委員会規則運用通知の制定、改正及び廃止	11

## II 事務局、各業務の状況

1	事務局	
	(1) 組織及び職員数	12
	(2) 事務分掌	12
	(3) 事務局職員の配置	13
	(4) 令和3年度予算の状況	14
2	給与関係業務	
	(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告	15
	(2) 承認及び協議	22
	(3) 支払監理	23
3	任用関係業務	
	(1) 県職員採用試験（大学卒業程度）	24
	(2) 県職員採用試験（短大卒業程度）	34
	(3) 県職員採用試験（高校卒業程度）、市町村立学校事務職員採用試験	36
	(4) 警察官採用試験	39
	(5) 採用選考	43
4	審査関係業務	
	(1) 勤務条件に関する措置要求	47
	(2) 不利益処分に関する審査請求	47
	(3) 職員の苦情相談制度	47
5	監理関係業務	
	(1) 管理職員等の範囲改正	48
	(2) 職員団体の登録	48
	(3) 労働基準監督機関としての職権行使	51
6	公平委員会の事務委託関係業務	
	(1) 委託状況	55
	(2) 委託事務処理に要した経費	55

# I 人事委員会

## 1 人事委員会

人事委員会の委員長及び委員は次のとおりである。

(令和4年4月1日現在)

職名	氏名	委員就任年月日	任期	備考
委員長	安孫子 俊彦	平成19年6月29日	4期	平成23年6月29日再任(2期) 平成27年6月29日再任(3期) 令和元年6月29日再任(4期)
委員	齋藤 豊	平成30年7月9日	1期	
委員	西村 仁美	令和3年7月13日	1期	

## 2 人事委員会会議

### (1) 人事委員会会議の開催

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに開催した会議は25回である。  
会議に付された任命権者ごとの議案件数は次表のとおりであり、全議案について議決した。

任命権者	件数	任命権者	件数
知事	19	内水面漁場管理委員会	0
議会	3	教育委員会	3
選挙管理委員会	0	警察本部	1
監査委員	0	企業局	0
人事委員会	46	病院事業局	0
海区漁業調整委員会	0	計	72

※会議に付された議案は71件であるが、一の議案に複数の任命権者が関係するものを各々計上しているため、見かけ上、件数が多くなっている。

(2) 人事委員会の議決事項等

開催年月日	議案及び協議事項等
第2213回 (3.4.6)	<p>議案</p> <p>1 令和3年度山形県警察官採用試験の実施について</p>
第2214回 (3.4.23)	<p>議案</p> <p>1 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）第120条第3項第8号に定める「人事委員会が認める職員」について ○ 「人事委員会が認める職員」について、知事から協議があったものの承認</p> <p>2 令和3年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について</p> <p>3 選考により採用する職の承認について</p> <p>協議</p> <p>1 地方公務員法第46条に規定する「地方公共団体の当局」について</p> <p>報告</p> <p>1 措置要求書記載事項変更届について</p> <p>2 派遣先団体への職員等派遣状況について（令和3年4月1日現在）</p> <p>3 令和3年職種別民間給与実態調査の実施について</p>
第2215回 (3.5.13)	<p>議案</p> <p>1 職務に専念する義務の特例承認について</p> <p>2 山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則の制定について ○ 令和3年度組織改編に伴う委託地方公共団体の管理職員等の範囲の見直し</p> <p>3 令和3年（措）第1号措置要求事案に係る確認書の提出について</p> <p>報告</p> <p>1 令和2年度職員苦情相談の処理状況について</p>
第2216回 (3.6.14)	<p>議案</p> <p>1 意見の聴取について ○ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ・ 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の一部改正等</p> <p>2 地方公務員法第22条の3第1項の規定による職員の採用について</p> <p>3 令和3年（措）第2号措置要求事案に係る反論書の提出について</p> <p>報告</p> <p>1 令和3年（措）第2号措置要求事案に係る意見書及び確認書について</p> <p>2 令和3年（措）第1号措置要求事案に係る確認書について</p>

開催年月日	議案及び協議事項等
第2217回 ( 3 . 6 . 2 8 )	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 山形県人事委員会規則 5-1 (給与の支給に関する基準と手続) の一部を改正する規則の制定について               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 朝日学園に新設された職に係る給料の調整額の設定</li> </ul> </li> <li>2 国との人事交流により引き続いて本県の職員となった者に係る初任給決定の特例について</li> </ol> <p>協議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人物試験の見直しについて</li> </ol> <p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)第1次試験合格者の決定について</li> </ol>
第2218回 ( 3 . 7 . 5 )	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 山形県人事委員会規則 5-2 (特殊勤務手当支給の基準と手続) の一部を改正する規則の制定について               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例改正に伴う規則の改正</li> </ul> </li> </ol>
第2219回 ( 3 . 7 . 1 9 )	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長職務代理者の指定について</li> <li>2 山形県人事委員会規則 5-2 (特殊勤務手当支給の基準と手続) の一部を改正する規則の制定について               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種会場での作業を、防除作業手当の支給対象とする改正</li> </ul> </li> <li>3 令和3年度山形県職員採用試験(短大卒業程度)の実施について</li> <li>4 令和3年度山形県職員採用試験(高校卒業程度)の実施について</li> <li>5 令和3年度山形県市町村立学校事務職員採用試験の実施について</li> </ol> <p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度山形県警察官A採用試験第1次試験合格者の決定について</li> </ol>
第2220回 ( 3 . 8 . 1 0 )	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)最終合格者の決定について</li> <li>2 令和3年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)採用候補者名簿の確定について</li> </ol> <p>協議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年(措)第1号措置要求事案の検討について</li> </ol> <p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年(措)第2号措置要求事案に係る反論書について</li> </ol>

開催年月日	議案及び協議事項等
第2221回 ( 3 . 8 . 1 7 )	議案 1 令和3年(措)第1号措置要求事案に係る判定について  報告 1 令和3年人事院勧告・報告等の概要について
第2222回 ( 3 . 8 . 3 1 )	協議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の論点について(案) 2 令和3年(措)第2号措置要求事案の検討について
第2223回 ( 3 . 9 . 7 )	議案 1 令和3年度山形県警察官A採用試験最終合格者の決定について 2 令和3年度山形県警察官A採用試験採用候補者名簿の確定について 3 令和3年(措)第2号措置要求事案に係る確認書の提出について  協議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の論点について(案) 2 職員の給与等に関する報告及び勧告について
第2224回 ( 3 . 9 . 1 6 )	協議 1 山形県職員採用試験(大学卒業程度)＜再募集＞の実施計画について 2 職員の給与等に関する報告及び勧告について
第2225回 ( 3 . 9 . 2 7 )	議案 1 令和3年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について 2 条件付採用期間の延長について  協議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について  報告 1 県共闘と事務局長との会見について
第2226回 ( 3 . 1 0 . 4 )	議案 1 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定による職員の臨時的任用について  協議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について  報告 1 令和3年度山形県職員採用試験(短大卒業程度・高校卒業程度)及び山形県市町村立学校事務職員採用試験第1次試験合格者の決定について 2 令和3年度山形県警察官B採用試験第1次試験合格者の決定について 3 解雇予告除外認定について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2227回 (3.10.7)	<p>議案</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p>
第2228回 (3.11.10)	<p>議案</p> <p>1 令和3年度山形県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）及び山形県市町村立学校事務職員採用試験最終合格者の決定について</p> <p>2 令和3年度山形県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）及び山形県市町村立学校事務職員採用試験採用候補者名簿の確定について</p> <p>協議</p> <p>1 令和3年（措）第2号措置要求事案の検討について</p> <p>報告</p> <p>1 令和3年（措）第2号措置要求事案に係る確認書について</p> <p>2 令和3年都道府県人事委員会勧告・報告等の概要について</p> <p>3 解雇予告除外認定について</p>
第2229回 (3.11.18)	<p>議案</p> <p>1 令和3年度山形県警察官B採用試験最終合格者の決定について</p> <p>2 令和3年度山形県警察官B採用試験採用候補者名簿の確定について</p>
第2230回 (3.11.25)	<p>議案</p> <p>1 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則の制定について</p> <p>2 山形県人事委員会規則5-4（給与の支払監理）等の一部を改正する規則の制定について</p> <p>3 山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）等の一部を改正する規則の制定について</p> <p>4 山形県人事委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について</p> <p>5 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）関係通知の一部改正について</p> <p>6 「山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の運用について」の一部改正について</p> <p>7 「休日の代休日、年次有給休暇及び介護休暇の運用について」の一部改正について</p> <p>8 「特別休暇の運用について」の一部改正について</p> <p>9 押印等の見直しに伴う関係規則の一部改正について ○ 人事委員会所管の手続きのうち、押印等を求める手続きを見直すため、規則等を改正（議案1～9）</p> <p>10 条件付採用期間の延長について</p> <p>報告</p> <p>1 令和3年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者の決定について</p>

開催年月日	議案及び協議事項等
第2231回 ( 3 . 1 1 . 2 6 )	議案 1 意見の聴取について ○ 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 2 事務局職員の退職承認について 3 令和3年(措)第2号措置要求事案に係る確認書の提出及び事情聴取の実施について
第2232回 ( 3 . 1 2 . 2 0 )	議案 1 令和3年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)最終合格者の決定について 2 令和3年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)採用候補者名簿の確定について 3 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定による職員の臨時的任用について 4 山形県人事委員会規則6-3(職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部改正について ○ 不妊治療休暇の新設 5 「特別休暇の運用について」の一部改正について 6 外国旅行の旅費の調整について
第2233回 ( 4 . 1 . 3 1 )	議案 1 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について 協議 1 令和4年度山形県職員採用試験実施計画(案)について 2 令和3年(措)第2号措置要求事案の検討について 報告 1 令和3年(措)第2号措置要求事案に係る確認書及び事情聴取調書について 2 勤務条件に関する措置の要求について
第2234回 ( 4 . 2 . 1 6 )	議案 1 意見の聴取について ○ 山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 ・ 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等 2 措置要求書の補正について 協議 1 令和3年(措)第2号措置要求事案の検討について



開催年月日	議案及び協議事項等
第2235回 ( 4 . 3 . 1 )	議案 1 採用選考について ○ 警察職員に係る採用選考の請求  協議 1 令和3年(措)第2号措置要求事案に係る判定について
第2236回 ( 4 . 3 . 1 6 )	議案 1 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則の制定について ○ 特定任期付職員給料表適用職の新設に伴う規則の改正  2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定による任期を定めた採用の承認について ○ 知事部局に係る特定任期付職員の採用承認  3 採用選考について ○ 知事部局及び教育委員会に係る採用選考の請求  4 勤務延長の期限の延長の承認について  5 山形県人事委員会規則4-2(職員の採用試験に関する規則)の一部を改正する規則の制定について ○ 試験種目に外国語試験を新設  6 山形県人事委員会規則4-5(公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則の制定について ○ 派遣先団体の廃止(5団体)  7 令和3年(措)第2号措置要求事案に係る判定について  8 勤務条件に関する措置の要求について  9 事務局職員の人事異動について  協議 1 警察官A採用試験(武道指導)における受験資格の見直しについて  報告 1 勤務条件に関する措置の要求について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2237回 ( 4 . 3 . 2 9 )	議案 1 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則の制定について 2 昭和37年7月県人事委員会告示第3号(各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任)の一部改正について ○資格免許職に係る選考の実施を任命権者に委任するもの 3 山形県人事委員会規則14-3(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則の制定について ○ 令和4年度組織改編に伴う管理職員等の範囲の見直し 4 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則の制定について ○ 令和4年度組織改編に伴う改正 5 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)関係通知の一部改正について ○ 令和4年度組織改編に伴う見直し 6 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)別表第10の規定に基づく協議について 7 初任給等の決定について

### 3 条例に対する意見

意見提出 年 月 日	議案番号	条 例	意見の内容
3. 6. 14	令和3年6月定例会 議第107号	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	適当なものと認める
3. 11. 26	令和3年11月臨時会 議第152号	山形県職員等の給与に関する条例等の一部 を改正する条例の設定について	適当なものと認める
4. 2. 16	令和4年2月定例会 議第46号	山形県職員等の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	適当なものと認める

#### 4 人事委員会規則の設定、改正及び廃止

公布年月日	規則番号	内 容	施行年月日
3. 5. 21	14-4	委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規定の改正	3. 5. 21
3. 6. 29	5-1	朝日学園に新設された職に係る給与の調整額の設定に伴う改正	3. 7. 1
3. 7. 6	5-2	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う規定の改正	3. 7. 6 (一部3. 4. 1)
3. 7. 20	5-2	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種会場での作業を 防除作業手当の支給対象とする改正	3. 7. 20 (一部3. 7. 6)
3. 11. 26	5-1	人事委員会の手続のうち、押印等を求める手続を見直しに係る規定の改正	3. 11. 26
3. 11. 26	5-4	人事委員会の手続のうち、押印等を求める手続を見直しに係る規定の改正	3. 11. 26
3. 11. 26	6-1	人事委員会の手続のうち、押印等を求める手続を見直しに係る規定の改正	3. 11. 26
3. 12. 24	6-3	不妊治療休暇の新設に伴う規定の改正	4. 1. 1
4. 3. 26	4-1	特定任期付職員給料表適用職の新設に伴う規定の改正	4. 4. 1
4. 4. 1	4-1	令和4年度組織改編に伴う職務分類表の改正	4. 4. 1
4. 4. 1	4-2	職員採用試験の試験種目に外国語試験を新設することに伴う規定の改正	4. 4. 1
4. 4. 1	4-5	職員等の派遣対象となる公益的法人等の変更に伴う規定の改正	4. 4. 1
4. 4. 1	5-1	令和4年度組織改編に伴う規定の改正	4. 4. 1
4. 4. 1	14-3	令和4年度組織改編に伴う県職員に係る管理職員等の範囲を定める規定の改正	4. 4. 1

## 5 人事委員会規則運用通知の制定、改正及び廃止

### (1) 給与関係

○規則5-1関係通知の一部改正

通知年月日	文書番号	内 容	適用年月日
3. 11. 26	山人委第212号	住居手当の届出に関する証明書の様式の改正（押印等の見直しに伴う規定の整備）	3. 11. 26
4. 4. 1	山人委第1号	通勤手当の6箇月超定期券の取扱いに係る規定の整備	4. 4. 1

○その他

通知年月日	文書番号	内 容	適用年月日
3. 4. 1	山人委第10号	管理職手当の支給割合の特例を受ける校長及び教頭の指定	3. 4. 1
3. 5. 26	山人委第32号	期末・勤勉手当の職務段階別加算措置の特例を受ける校長及び副校長の指定	3. 4. 1

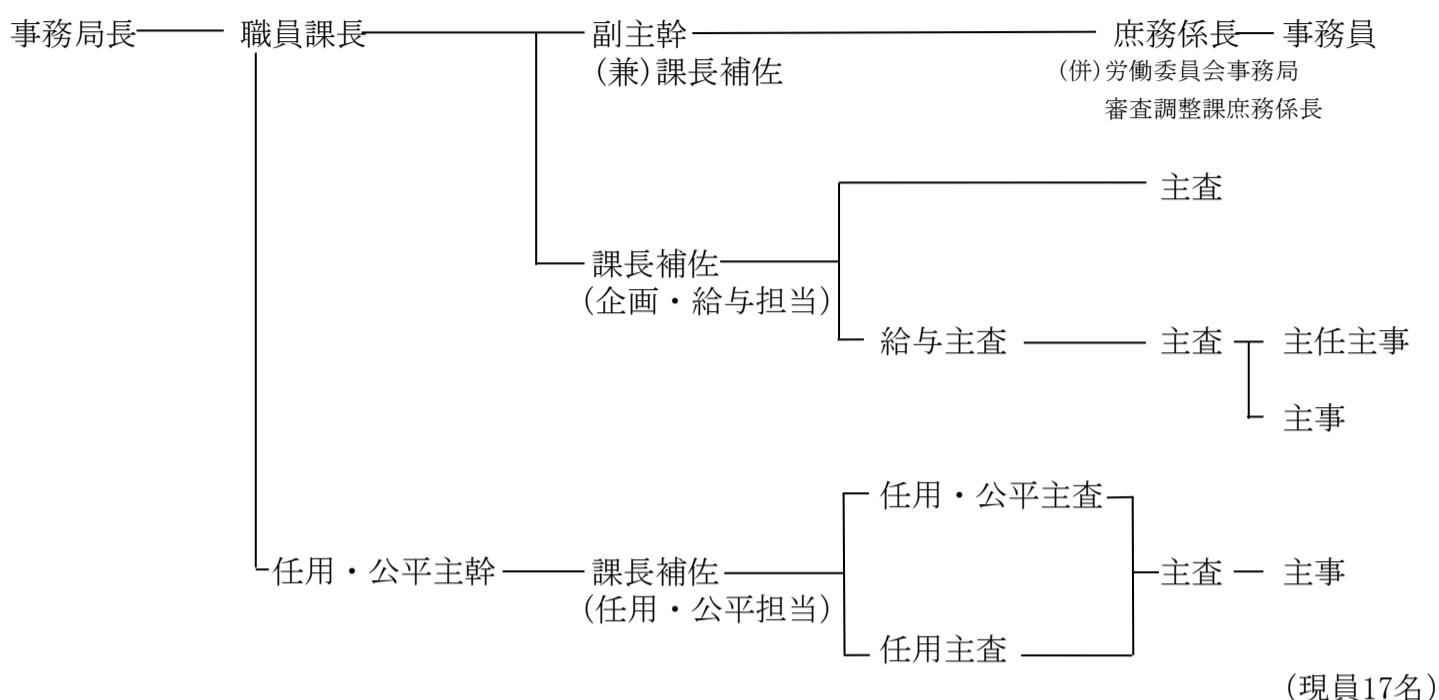
### (2) 企画関係

通知年月日	文書番号	内 容	適用年月日
3. 11. 26	山人委第213号	職員の勤務時間の運用に係る通知の改正（押印等の見直しに伴う規定の整備）	3. 11. 26
3. 11. 26	山人委第214号	休日の代休日、年次有給休暇及び介護休暇の運用に係る通知の改正（押印等の見直しに伴う規定の整備）	3. 11. 26
3. 11. 26	山人委第215号	特別休暇の運用に係る通知の改正（押印等の見直しに伴う規定の整備）	3. 11. 26
3. 12. 24	山人委第245号	特別休暇の運用に係る通知の改正（不妊治療休暇の新設に伴う規定の整備）	4. 1. 1

## II 事務局、各業務の状況

### 1 事務局

#### (1) 組織及び職員数（令和4年4月1日現在）



#### (2) 事務分掌

区 分	分 掌 事 務
庶 務 係	人事委員会の会議に関すること 予算及び決算並びに物品の管理に関すること 事務局職員の人事評価、任免、分限、懲戒、服務、退職管理その他の人事に関すること 公印の管守、文書の收受、発送及び保存に関すること 局内の他の所管に属しないこと
企 画 担 当	議会事務に関すること 職員の勤務時間、休暇、服務等に関する制度に関すること 人事評価、退職管理その他公務員制度に関すること 定年の引き上げ等に係る調査研究の総括に関すること 労働基準法等に基づく職権行使に関すること
給 与 担 当	職員の給与に関する制度に関すること 給与に関する報告、勧告、意見の申出に関すること 給与決定事務に関すること 給与の支払監理に関すること 旅費に関すること
任 用 ・ 公 平 担 当	職員の競争試験に関すること 職員の採用選考に関すること 再任用、派遣、任期付採用制度に関すること 職員の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分等の審査請求の審査に関すること 職員の苦情処理に関すること 職員団体に関すること

## (4) 令和3年度予算の状況

## ア 歳入予算

(単位:千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	予算額(最終)
国庫支出金	国庫補助金	総務費国庫補助金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	689	△ 503	186
諸収入	受託事業収入	総務費受託事業収入	公平事務料	824	0	824
			雑入	488	189	677
	雑入	雑入	一般社会保険料	332	△ 2	330
			過年度歳出返納金	0	94	94
			雑入	19	113	132
			警察官採用共同試験負担金	137	△ 16	121
合計			2,001	△ 314	1,687	

## イ 歳出予算

(単位:千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	予算額(最終)
総務費	人事委員会費	委員会費		4,716	△ 400	4,316
			報酬	4,306	△ 150	4,156
			旅費	400	△ 250	150
			交際費	10	0	10
		事務局費		124,106	△ 3,884	120,222
			非常勤職員報酬	1,830	△ 9	1,821
			給与	107,890	△ 2,782	105,108
			共済費	680	△ 10	670
			報償費	388	△ 100	288
			旅費	1,957	△ 912	1,045
			交際費	20	0	20
			需用費	4,152	362	4,514
			役務費	1,065	22	1,087
			委託料	2,552	0	2,552
			使用料及び賃借料	1,075	△ 363	712
負担金補助金及び交付金	2,497	△ 92	2,405			
合計			128,822	△ 4,284	124,538	

## 2 給与関係業務

### (1) 職員の給与等に関する報告及び勧告（令和3年10月7日）

令和3年10月7日に県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は次のとおりである。

#### ア 報告

##### (7) 職員の給与等

本委員会は、「令和3年職員給与実態調査」を実施し、山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の支給状況等を調査した。調査対象となる職員の令和3年4月における給与等は次のとおりである。

##### ① 職員の構成

職員数は14,258人であり、令和2年に比べ123人減少している。

職員の平均年齢は43.4歳で、令和2年に比べ0.2歳低くなっており、平均経歴年数は21.3年で、令和2年に比べ0.2年短くなっている。

職員の学歴構成は、大学卒80.6%、短大卒2.7%、高校卒16.7%、中学卒0.0%となっており、性別構成は男性59.7%、女性40.3%となっている。

##### ② 職員の給与

行政職給料表適用職員（3,915人、平均年齢43.1歳）の平均給与月額額は363,948円となっており、警察官、教員、医師等を含めた全職員（14,258人、平均年齢43.4歳）の平均給与月額額は388,070円となっている。

扶養手当の受給職員は6,230人で全職員の43.7%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は8,948円（平均扶養親族数0.9人）である。

住居手当の受給職員は2,476人で全職員の17.4%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は4,373円である。

通勤手当の受給職員は12,307人で全職員の86.3%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は7,638円である。また、その通勤態様をみると、交通機関利用者（併用者を含む。）が1.0%、交通用具使用者が99.0%で、特に自動車を使用する職員の割合は受給職員の98.7%に達している。

### (4) 職員の給与と民間の給与との比較

#### ① 月例給

本委員会は、令和3年職員給与実態調査及び令和3年職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職給料表適用職種と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額（公務にあっては平均給与月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、職員の人員数のウエイトを用いて



精密に比較（ラスパイレス方式）を行ってきている。

令和3年4月分の給与について、民間給与との較差を算出したところ、民間給与が368,786円、職員給与が368,801円となっており、職員給与が民間給与を1人当たり平均15円（0.00%）上回っていた。

## ② 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これと職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数との比較を行ってきている。

令和3年職種別民間給与実態調査の結果、令和2年8月から令和3年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給（賞与等）は、所定内給与月額額の4.23月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数（4.35月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.12月分上回っていた。

## (ウ) 職員の給与と国家公務員及び東北各県の職員の給与との比較

国家公務員給与等実態調査（人事院）及び地方公務員給与実態調査（総務省）の結果に基づき、令和2年4月における行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する職員の給与水準について、その俸給と給料を学歴・経験年数別のラスパイレス方式で比較すると、国家公務員を100とした場合、本県職員の指数は100.1となっている。また、他の東北各県職員の指数は97.3から100.6となっている。

## (イ) 消費者物価及び生計費

令和3年4月における山形市の消費者物価指数（総務省）は、令和2年4月に比べ0.3%増加している。

本委員会が家計調査（総務省）等を基礎に算定した令和3年4月における山形市の1人世帯、2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ133,120円、206,360円、211,850円、217,370円となっている。

## (オ) むすび

### ① 給与改定の必要性等

職員の給与決定の諸条件については、以上述べたとおりである。

月例給については、令和3年の職員給与と民間給与との較差が、15円（0.00%）となっており、民間給与との較差が極めて小さく、ほぼ均衡していることから、改定を行わないことが適当である。

特別給については、民間の支給状況等を踏まえた支給月数となるよう、0.05月単位で改定を行ってきており、令和3年においても同様の考え方で改定を行う必要がある。

以上の判断に基づき、本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、これら諸般の事情を総合的に勘案した結果、職員の給与について次

のとおり改定を行う必要があると認める。

## ② 令和3年の給与の改定

期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数について、民間の特別給の支給状況との均衡を図るため、0.10月分引き下げ、4.25月分とし、その引下げ分は期末手当から差し引く必要がある。令和3年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する必要がある。

## ③ 働き方改革と勤務環境の整備

### a 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の仕事と生活の調和や健康の保持はもとより、職場の活力の維持等の観点からも重要な課題である。

本県では、平成31年4月から、人事委員会規則等により、時間外勤務を命ずることができる上限を設定している。ただし、大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務（以下「特例業務」という。）に従事する職員に対しては、上限時間等を超えて時間外勤務を命ずることができるが、その場合、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証（以下「整理分析等」という。）を行わなければならないこととしている。

任命権者においては、時間外勤務縮減のための取組が行われているものの、昨年度は、特例業務に従事するために上限時間等を超えて時間外勤務を命ぜられた職員は増加しており、その主な業務内容は、新型コロナウイルス感染症対策業務や災害対応業務等であった。本年度も、新型コロナウイルス感染症対策業務等に従事するために、引き続き時間外勤務が発生している。

特例業務の範囲は、職員が従事する業務の状況を考慮して必要最小限のものとしなければならないが、その要因の整理分析等を行うに当たっては、人員配置又は業務分担の見直し等によっても回避することができなかった理由が必要とされていることを踏まえ、その運用は厳格に行う必要がある。

加えて、本年7月に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、地方公務員についても過労死等防止対策に取り組むこととされており、時間外勤務の上限規制制度の適正な運用を徹底するとともに、長時間労働の削減の取組等が求められている。本委員会としても、労働基準監督機関としての役割を十分に果たすため、引き続き、監督指導の徹底に努めていくこととする。

任命権者においては、特例業務に係る要因の整理分析等を踏まえ、引き続き、時間外勤務の縮減に向け、職場におけるマネジメントの徹底や業務の

見直し等の取組を推進する必要がある。

さらに、労働安全衛生法令等を踏まえ、長時間労働を行った職員への医師による面接指導及び客観的な方法その他の適切な方法による職員の勤務時間の状況の把握について、適切に対応する必要がある。

年次有給休暇については、年次有給休暇の確実な取得に関する労働基準法の趣旨及び国家公務員における年5日以上の子次休暇の使用促進の取組を踏まえ、引き続き、取得しやすい環境づくりに努めていく必要がある。

なお、文部科学省では、令和元年12月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を改正し、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を指針に格上げするなど、教職員の長時間勤務の改善に必要な取組を促している。

本県教育委員会においては、平成30年4月に策定した「学校における働き方改革の取組み手引」について、新たな好事例を追加掲載するなどの改訂を適宜行うとともに、上記指針を踏まえ、昨年7月に教育職員の在学等時間から所定の勤務時間を除いた時間の範囲等を規定する「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定するなど、教職員の多忙化の解消に向けた取組を進めているところである。引き続き、同規則等を踏まえた勤務時間管理の徹底に加え、業務の見直しや役割分担の適正化等の取組を一層推進する必要がある。

## **b 仕事と生活の両立支援**

仕事と育児や介護などの家庭生活との両立ができる職場環境づくりを推進することは、重要な課題である。

本県では、任命権者において、知事を本部長とした「ワーク・ライフ・バランス推進本部」を設置し、多様な事情を抱えた職員一人ひとりが、仕事と家庭生活を両立しながら能力を發揮できる職場環境づくりに取り組んでいる。

任命権者が策定した特定事業主行動計画において取得を推進している男性職員の育児休業については、取得状況をみると着実に増加してきているが、本年度新たに策定された同計画の目標値を達成するためには、取組の加速が必要である。また、仕事と育児の両立支援に資するため、取得率の向上に加え、十分な期間の育児休業を取得しやすい職場環境の整備が重要である。

人事院は、本年8月に、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行い、併せて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、休暇・休業等

に関する措置を一体的に講ずることとした。

本県としては、こうした状況を踏まえ、法律の改正等の動きにも留意し、常勤職員であるか非常勤職員であるかを問わず、仕事と家庭生活の両立を支援するために適切な措置を講ずる必要がある。

なお、上記意見の申出に併せた期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、人事院において、当該手当における在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととするとしていることから、関係法令等の動向と併せて留意していく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、官民間問わずテレワークの機運が高まっており、本県においても、職員のテレワークの取得実績が大幅に伸びている。任命権者においては、在宅勤務制度の拡充や利用手続きの簡素化など、テレワーク等の柔軟な働き方の推進に向けた環境整備を進めており、引き続き、職員の意識啓発や各種制度が利用しやすい職場環境づくりを推進していく必要がある。

なお、人事院においては、テレワークに関する給与面での対応について、公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況を把握しつつ、既に在宅勤務手当を導入した民間企業に対するヒアリングの実施等を通じ、引き続き研究を進めていくこととしていることから、本県としても、その動向に留意していく必要がある。

#### c 職員の健康づくりの推進

県民に質の高い公務サービスの提供を行うに当たっては、職場における新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策の徹底を含め、職員の心身の健康管理が重要である。

特に、精神及び行動の障害による長期病休者が、年度によって増減はあるものの、相当数存在することから、心の健康づくりに対する取組が重要である。

任命権者においては、心の疾病の予防、早期の発見・対応、円滑な職場復帰及び再発防止のために、ストレスチェック制度の活用や相談体制の強化等の取組を、引き続き総合的に進めていく必要がある。

#### d ハラスメントの防止

令和元年6月の労働施策総合推進法の改正等に基づき、昨年6月から職場におけるハラスメントの防止対策が強化されたこと等を踏まえ、任命権者においては、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に係る指針等を改訂し、職員への意識啓発や相談体制の整備等、ハラスメントの防止に努めているところである。

任命権者においては、引き続き、ハラスメントの防止対策について適切に推

進する必要がある。

#### ④ 人材の確保及び育成

少子化が進行する中で、本県の職員採用を取り巻く環境は依然として厳しい状況である。優れた人材の確保に向け、任命権者との連携を図りながら、より効果的な対策を検討・実施していく必要がある。

また、本県では、職員採用試験（大学卒業程度）において、近年、最終合格者に占める女性の割合が約4割まで高まってきている。任命権者は、女性職員の活躍の場を拡大し、その能力を十分に発揮していくために、引き続き、女性職員の意識啓発の推進とともに、キャリア形成を考慮した人事管理に努めていく必要がある。

人事評価については、地方公務員法により、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされている。任命権者は、人事評価の実施に当たり、引き続き、制度の定着と信頼性を高める取組を推進していく必要がある。

障がい者の雇用については、令和元年6月の障害者雇用促進法の改正により、地方公共団体の責務に率先して障がい者を雇用する努力義務が加えられるなど、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置が盛り込まれたこと等を踏まえ、任命権者においては、引き続き、障がい者の職場環境の整備等に適切に取り組んでいく必要がある。

#### ⑤ 定年の引上げ

定年を段階的に引き上げるための地方公務員法の一部を改正する法律が本年6月に成立し、令和5年4月から施行されることとなった。

任命権者においては、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年の引上げが円滑に行われるよう、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制といった、新たに導入される制度の構築や関係条例の整備など、国家公務員の制度に準じて、所要の措置を講ずる必要がある。

本委員会としても、定年の引上げに伴う勤務条件に関し講ずべき措置について、検討を進めることとする。

#### ⑥ 勧告実施の要請等

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与の状況等を踏まえ、職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させる機能を有するものである。

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、民間給与の実態、

国家公務員及び他の都道府県職員給与の動向等について幅広く調査を行い、今回の勧告に臨んだものである。

勤務条件の大きな柱である給与については、今後とも一層適切な制度の管理に努めるとともに、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に留意され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

## イ 勧告

### (7) 期末手当

#### ① 令和3年12月期の支給割合

a 職員（再任用職員を除く。）について、期末手当の支給割合を1.15月分とすること。

ただし、特定幹部職員（再任用職員を除く。）にあつては、期末手当の支給割合を0.95月分とすること。

b 再任用職員について、期末手当の支給割合を0.65月分とすること。

ただし、再任用職員である特定幹部職員にあつては、期末手当の支給割合を0.55月分とすること。

c 特定任期付職員及び任期付研究員について、期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

#### ② 令和4年6月期以降の支給割合

a 職員（再任用職員を除く。）について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.20月分とすること。

ただし、特定幹部職員（再任用職員を除く。）にあつては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.00月分とすること。

b 再任用職員について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。

ただし、再任用職員である特定幹部職員にあつては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.575月分とすること。

c 特定任期付職員及び任期付研究員について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.60月分とすること。

### (イ) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

ただし、(ア)の②については令和4年4月1日から実施すること。

## ウ 勧告の取扱い

実施時期も含めて、勧告のと通りの給与改定が実施された。

(2) 承認及び協議

ア 基準承認等

同意年月日	任命権者	内 容
3. 6. 28	知 事	国との人事交流により引き続いて本県の職員となった者に係る初任給決定の特例について
3. 11. 25	教 育	押印等の見直しに伴う関係規則の一部改正について
4. 1. 31	教 育	市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について
4. 3. 29	知 事	山形県職員日額旅費支給規程の一部改正について

イ 個別承認

(7) 規則5-1に基づく承認

種 別	規則条項		知 事		教 育		警 察		そ の 他		合 計	
			件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
資 格 基 準	50条	局 長										
在 級 年 数	15条	局 長										
初 任 給	16条	局 長										
	22条	局 長										
	23条	局 長										
	24条	局 長										
	51条	委員会										
	計											
昇 格	25条	局 長					2	11			2	11
	51条	委員会										
	計						2	11			2	11
降 格	29条	局 長										
給 料 表 の 異 動	30条	局 長										
	32条	局 長	3	15	2	35	1	1			6	51
	計		3	15	2	35	1	1			6	51
給 料 の 訂 正	49条	局 長										
死 亡 に よ る 特 別 昇 格 等	27条	委員会										
職 務 の 級 の 決 定 の 特 例	51条	委員会	1	1							1	1
そ の 他	51条	委員会										
合 計			4	16	2	35	3	12			9	63

(4) 規則4-5に基づく承認

種 別	規則条項		知 事		教 育		警 察		その他		合 計	
			件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
昇 格	4条	局 長	該当なし									

ウ 各種協議

同意年月日	任命権者	内 容
3. 4. 23	知 事	山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)第120条第3項第8号に定める「人事委員会が認める職員」について
3. 12. 20	知 事	外国旅行の旅費の調整について
4. 3. 29	知 事	山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)別表第10の規定に基づく「人事委員会と協議して定めるもの」について

(3) 支払監理

区 分	任命権者		
	知 事	教育委員会	警察本部
公署数		8	2



### 3 任用関係業務

#### (1) 県職員採用試験（大学卒業程度）

##### ア 実施概要

○令和3年6月20日実施分

項 目	内 容
告 知	R 3. 5. 7（金）
受験申込受付期間	インターネット：R 3. 5. 7（金） ～5.27（木）（午後5時15分までの受信有効）
試 験 区 分	行政、警察行政、病院経営、福祉・心理、総合土木、建築、化学、一般農業（農業）、一般農業（畜産）、林業、水産、電気、電子情報、工業化学、警察建築、警察科学（法医）
受 験 資 格	(1) S57. 4. 2からH12. 4. 1までに生まれた者 (2) H12. 4. 2以降に生まれた者で、次に掲げる者 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又はR 4. 3. 31までに卒業見込みの者 ② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者 (3) 「福祉・心理」については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者又はR 4. 3. 31までに当該資格を取得する見込みの者
第 1 次 試 験	試験日 R 3. 6. 20（日） 場 所 山形大学小白川キャンパス 立教大学池袋キャンパス 内 容 教養試験（多肢選択式 50問 2時間30分） 専門試験（多肢選択式 40問 2時間）
第1次合格者発表	R 3. 6. 28（月）

項 目	内 容
第 2 次 試 験	試験日 R 3. 7. 2 (金)、14 (水) ~16 (金)、19 (月) ~21 (水)、26 (月)、27 (火)、29 (木)、30 (金) 場 所 山形県庁 内 容 論文試験 (1時間) 人物試験 (集団討論、個別面接、適性検査及び外国語資格調査)
採用候補者名簿確定	R 3. 8. 10 (火)
最終合格者発表	R 3. 8. 10 (火)
旧 名 簿 失 効	R 3. 8. 17 (火)

○再募集 (令和3年11月14日実施分)

項 目	内 容
告 知	R 3. 9. 28 (火)
受験申込受付期間	インターネット: R 3. 9. 28 (火) ~11. 5 (金) (午後5時15分までの受信有効)
試 験 区 分	総合土木、林業、病院経営
受 験 資 格	(1) S57. 4. 2からH12. 4. 1までに生まれた者 (2) H12. 4. 2以降に生まれた者で、次に掲げる者 ① 学校教育法による大学 (短期大学を除く。) を卒業した者又は R 4. 3. 31 までに卒業見込みの者 ② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
第 1 次 試 験	試験日 R 3. 11. 14 (日) 場 所 山形県庁 内 容 教養試験 (多肢選択式 40問 2時間) 専門試験 (多肢選択式 40問 2時間) 適性検査 (第2次試験種目)
第1次合格者発表	R 3. 11. 25 (木)

項 目	内 容
第 2 次 試 験	試験日 R 3.12. 4 (土) 場 所 山形県庁 内 容 論文試験 (1時間) 人物試験 (個別面接及び外国語資格調査)
採用候補者名簿確定	R 3.12.20 (月)
最 終 合 格 者 発 表	R 3.12.20 (月)
旧 名 簿 失 効	-

イ 専門試験の出題分野

○令和3年6月20日実施分

試験区分	出題分野	出題形式
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学	多 肢 選 択 式
警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学	
病院経営	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、経営学、統計学	
福祉・心理	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、社会調査、調査・研究法、統計学	
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物	
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工	
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学	
一般農業（農業）	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学、家政学一般、農村計画	
一般農業（畜産）	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般、栽培学汎論、作物学、土壤肥料学、農業経済一般、食品科学	
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学	
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学	
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学	
電子情報	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学	
工業化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学	
警察建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工	
警察科学（法医）	数学・物理、生物化学、有機化学、無機化学、物理化学、分析化学、応用微生物学	

○再募集（令和3年11月14日実施分）

試験区分	出題分野	出題形式
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物	多肢選択式
林業	森林施策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学	
病院経営	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、経営学、統計学	

ウ 試験結果

○令和3年6月20日実施分

(単位：人、倍)

区分 試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
			1次	最終(b)		
行政	336	277	130	72	3.8	63
警察行政	51	36	15	5	7.2	4
病院経営	7	6	4	3	2.0	2
福祉・心理	27	22	12	9	2.4	8
総合土木	32	29	18	17	1.7	14
建築	7	7	6	4	1.8	2
化学	9	8	7	3	2.7	3
一般農業(農業)	26	21	17	12	1.8	12
一般農業(畜産)	3	3	2	1	3.0	1
林業	13	10	3	1	10.0	1
水産	6	5	4	1	5.0	1
電気	14	11	6	3	3.7	3
電子情報	3	2	2	1	2.0	1
工業化学	6	6	2	1	6.0	1
警察建築	3	2	0	-	-	-
警察科学(法医)	11	6	4	1	6.0	1
計	554	451	232	134	3.4	117

※採用者数は、R4.4.1確定

○再募集(令和3年11月14日実施分)

(単位：人、倍)

区分 試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
			1次	最終(b)		
総合土木	13	10	4	2	5.0	2
林業	13	13	5	2	6.5	2
病院経営	22	15	6	3	5.0	3
計	48	38	15	7	5.4	7

※採用者数は、R4.4.1確定

エ 受験者の状況

① 受験者数の推移

(単位：人)

年度 試験区分	H29	H30	R元	R2	R3
行政	384	282	319	300	277
警察行政	72	58	45	46	36
病院経営				11	6
福祉・心理	20	17	16	29	22
総合土木	33	25	35	25	29
建築	7	4	8	3	7
化学	14		4	10	8
一般農業(農業)	26	22	22	23	21
一般農業(畜産)	8	4	7	7	3
林業	12	14	10	7	10
水産	8	4	6	6	5
電気	8	7	10	12	11
電子	3		3		
機械	3	4	8		
電子情報					2
工業化学	4	11	6	5	6
農芸化学			5		
工業デザイン	5				
少年補導専門官	14	19			
警察科学(化学)	9				
警察科学(法医)					6
警察建築				1	2
警察電気	4				
計	634	471	504	485	451

## ○再募集

(単位：人)

年度 試験区分	H29	H30	R元	R2	R3
病院経営					15
福祉・心理			16		
総合土木				18	10
建築				2	
林業				9	13
電気			8		
計			24	29	38



② 出身学校（令和3年度）

○令和3年6月20日実施分

（単位：人）

試験区分	学 歴 区 分	大 学			短 大 高 専	専 門 学 校	高 校	中 学	計
		国 立	公 立	私 立					
行 政	受験者	146	16	100	3	7	5		277
	合格者	53	5	12		1	1		72
警 察 行 政	受験者	8	2	22		2	2		36
	合格者	3		2					5
病 院 経 営	受験者	3		3					6
	合格者	3							3
福 祉 ・ 心 理	受験者	5	5	12					22
	合格者	4	3	2					9
総 合 土 木	受験者	13	1	6		1	8		29
	合格者	10	1	4			2		17
建 築	受験者	2	1	3		1			7
	合格者	2	1	1					4
化 学	受験者	7		1					8
	合格者	3							3
一般農業(農業)	受験者	14	1	6					21
	合格者	9	1	2					12
一般農業(畜産)	受験者			2		1			3
	合格者			1					1
林 業	受験者	7		3					10
	合格者	1							1
水 産	受験者	3		2					5
	合格者			1					1
電 気	受験者	4	1	5			1		11
	合格者	3							3
電 子 情 報	受験者	1		1					2
	合格者	1							1
工 業 化 学	受験者	6							6
	合格者	1							1
警察科学(法医)	受験者	5		1					6
	合格者	1							1
警 察 建 築	受験者				1		1		2
	合格者								
計	受験者	224	27	167	4	12	17		451
	合格者	94	11	25		1	3		134

## ○再募集（令和3年11月14日実施分）

（単位：人）

試験区分		学 歴		大 学			短 大 高 専	専 門 学 校	高 校	中 学	計
		区 分		国 立	公 立	私 立					
総 合 土 木	受験者		1	1	6			2		10	
	合格者			1	1					2	
林 業	受験者		5	2	5	1				13	
	合格者		2							2	
病 院 経 営	受験者		7		8					15	
	合格者		1		2					3	
計	受験者		13	3	19	1		2		38	
	合格者		3	1	3					7	

(2) 県職員採用試験（短大卒業程度）

ア 実施概要

項目	内容
告知	R 3. 8. 6（金）
受験申込受付期間	インターネット：R 3. 8. 6（金） ～9. 3（金）（午後5時15分までの受信有効）
試験区分	保育士、学校司書
受験資格	＜保育士＞ S57. 4. 2からH14. 4. 1までに生まれた者で、保育士の資格を有する者又はR 4. 3. 31までに当該資格を取得する見込みの者 ＜学校司書＞ S57. 4. 2からH14. 4. 1までに生まれた者で、司書の資格を有する者又はR 4. 3. 31までに当該資格を取得する見込みの者
第1次試験	日時 R 3. 9. 26（日） 場所 山形大学小白川キャンパス 内容 教養試験（多肢選択式 50問 2時間） 専門試験（多肢選択式 40問 2時間）
第1次合格者発表	R 3. 10. 4（月）
第2次試験	日時 R 3. 10. 9（土）、22（金）、25（月） 場所 山形県庁 内容 作文試験（1時間）、人物試験（個別面接及び適性検査）
採用候補者名簿確定	R 3. 11. 10（水）
最終合格者発表	R 3. 11. 10（水）
旧名簿失効	R 3. 11. 11（木）

イ 試験結果

（単位：人、倍）

区分 試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
			1次	最終(b)		
保育士	15	14	10	5	2.8	4
学校司書	28	24	4	1	24.0	1
計	43	38	14	6	6.3	5

※採用者数は、R 4. 4. 1確定

ウ 受験者の状況

① 受験者数の推移

(単位：人)

試験区分 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3
保 育 士		9	11	10	14
学 校 司 書	55				24
小 計	55	9	11	10	38

② 出身学校（令和3年度）

(単位：人)

試験区分 \ 学歴	区分	大 学			短 大 高 専	専 門 学 校	高 校	計
		国 立	公 立	私 立				
保 育 士	受験者		1	5	7	1		14
	合格者			2	3			5
学 校 司 書	受験者	3		8	13			24
	合格者			1				1
計	受験者	3	1	13	20	1		38
	合格者			3	3			6

(3) 県職員採用試験（高校卒業程度）、市町村立学校事務職員採用試験

ア 実施概要

項目	内容
告知	R 3. 8. 6（金）
受験申込受付期間	インターネット：R 3. 8. 6（金） ～9. 3（金）（午後5時15分までの受信有効）
試験区分	（高校卒業程度）行政、警察行政、総合土木 （市町村立学校事務職員）小・中学校事務Ⅰ、小・中学校事務Ⅱ
受験資格	<高校卒業程度及び市町村立学校事務職員採用試験のうち小・中学校事務Ⅰ> H12. 4. 2からH16. 4. 1までに生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又はR 4. 3. 31までに卒業見込みの者を除く。 <市町村立学校事務職員採用試験のうち小・中学校事務Ⅱ> S57. 4. 2からH12. 4. 1までに生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又はR 4. 3. 31までに卒業見込みの者を除く。
第1次試験	日時 R 3. 9. 26（日） 場所 山形大学小白川キャンパス、庄内総合支庁 内容 教養試験（多肢選択式 50問 2時間） 専門試験（多肢選択式 40問 2時間、総合土木のみ）
第1次合格者発表	R 3. 10. 4（月）
第2次試験	日時 R 3. 10. 9（土）、20（水）～22（金）、25（月） 場所 山形県総合研修センター、山形県庁 内容 作文試験（1時間）、人物試験（個別面接及び適性検査）
採用候補者名簿確定	R 3. 11. 10（水）
最終合格者発表	R 3. 11. 10（水）
旧名簿失効	R 3. 11. 11（木）

## イ 試験結果

(単位：人、倍)

試験区分		区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
					1次	最終(b)		
高校卒業程度		行政	96	85	29	18	4.7	14
		警察行政	64	58	11	4	14.5	4
		総合土木	23	20	15	14	1.4	9
		計	183	163	55	36	4.5	27
市町村立学校事務職員		小・中学校事務Ⅰ	74	72	21	12	6.0	9
		小・中学校事務Ⅱ	50	42	11	3	14.0	3
		計	124	114	32	15	7.6	12

※採用者数は、R 4. 4. 1 確定

## ウ 受験者の状況

### ① 受験者数の推移

(単位：人)

試験区分		年度	H29	H30	R元	R 2	R 3
			高校卒業程度	行政	115	110	86
	警察行政	65	71	79	59	58	
	総合土木	16	10	13	7	20	
	計	196	191	178	172	163	
市町村立学校事務職員	小・中学校事務Ⅰ	110	76	92	78	72	
	小・中学校事務Ⅱ	77	70	58	54	42	
	計	187	146	150	132	114	

② 出身学校（令和3年度）

（単位：人）

試験 区分		学歴 区分	短 大 高 専	専 門 学 校	高 校		中 学	計	
					公 立	私 立			
					受 験 者	合 格 者			
高 校 卒 業 程 度	行 政	受 験 者	10	34	32	8	1	85	
		合 格 者	1	8	8	1		18	
	警 察 行 政	受 験 者	7	10	34	7		58	
		合 格 者		1	3			4	
	総 合 土 木	受 験 者		2	18			20	
		合 格 者		2	12			14	
	計	受 験 者	17	46	84	15	1	163	
		合 格 者	1	11	23	1		36	
	市 町 村 立 学 校 事 務 職 員	小・中学校 事務Ⅰ	受 験 者	7	22	38	5		72
			合 格 者	2	5	5			12
小・中学校 事務Ⅱ		受 験 者	16	6	18	2		42	
		合 格 者	1		2			3	
計		受 験 者	23	28	56	7		114	
		合 格 者	3	5	7			15	

#### (4) 警察官採用試験

##### ア 実施概要

##### ① 警察官A (男性)

項 目	内 容
告 知	R 3. 4. 20 (火)
受験申込受付期間	郵送・持参：R 3. 4. 20 (火) ～ 6. 14 (月) (消印有効) インターネット：R 3. 4. 20 (火) ～ 6. 14 (月) (午後5時15分までの受信有効)
受 験 資 格	S 61. 4. 2 から H16. 4. 1 までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学 (短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。) を卒業した者又は R 4. 3. 31 までに卒業見込みの者に限る。
第 1 次 試 験	日 時 R 3. 7. 11 (日) 場 所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡警察署、酒田警察署 内 容 教養試験 (多肢選択式 50 問 2 時間)、体力検査 1
第 1 次合格者発表	R 3. 7. 20 (火)
第 2 次 試 験	日 時 R 3. 8. 8 (日)、23 (月) ～ 26 (木) 場 所 山形県警察学校、山形県庁 内 容 作文試験 (1 時間)、人物試験 (集団討論、個別面接及び適性検査)、身体測定、身体検査、体力検査 2
採用候補者名簿確定	R 3. 9. 7 (火)
最終合格者発表	R 3. 9. 7 (火)
旧 名 簿 失 効	R 3. 9. 8 (水)

##### ② 警察官A (女性)

項 目	内 容
告 知	R 3. 4. 20 (火)
受験申込受付期間	郵送・持参：R 3. 4. 20 (火) ～ 6. 14 (月) (消印有効) インターネット：R 3. 4. 20 (火) ～ 6. 14 (月) (午後5時15分までの受信有効)
受 験 資 格	S 61. 4. 2 から H16. 4. 1 までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学 (短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。) を卒業した者又は R 4. 3. 31 までに卒業見込みの者に限る。
第 1 次 試 験	日 時 R 3. 7. 11 (日) 場 所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡警察署、酒田警察署 内 容 教養試験 (多肢選択式 50 問 2 時間)、体力検査 1
第 1 次合格者発表	R 3. 7. 20 (火)
第 2 次 試 験	日 時 R 3. 8. 8 (日)、23 (月) ～ 26 (木) 場 所 山形県警察学校、山形県庁 内 容 作文試験 (1 時間)、人物試験 (集団討論、個別面接及び適性検査)、身体測定、身体検査、体力検査 2
採用候補者名簿確定	R 3. 9. 7 (火)
最終合格者発表	R 3. 9. 7 (火)
旧 名 簿 失 効	R 3. 9. 8 (水)



③ 警察官 A (武道指導)

項 目	内 容
告 知	R 3. 4. 20 (火)
受験申込受付期間	郵送・持参：R 3. 4. 20 (火) ～ 6. 14 (月) (消印有効) インターネット：R 3. 4. 20 (火) ～ 6. 14 (月) (午後 5 時 15 分までの受信有効)
受 験 資 格	S 61. 4. 2 から H 16. 4. 1 までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学 (短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。) を卒業した者又は R 4. 3. 31 までに卒業見込みの者で、かつ、次の要件をすべて満たす者に限る。 < 武道指導・柔道 > ・柔道の段位が 3 段以上の者又は R 4. 3. 31 までに 3 段を取得する見込みの者 ・全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会に出場又は所定の成績を収めた者 < 武道指導・剣道 > ・剣道の段位が 3 段以上の者又は R 4. 3. 31 までに 3 段を取得する見込みの者 ・全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会に出場又は所定の成績を収めた者
第 1 次 試 験	日 時 R 3. 7. 11 (日) 場 所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡警察署、酒田警察署 内 容 教養試験 (多肢選択式 50 問 2 時間)、体力検査 1
第 1 次合格者発表	R 3. 7. 20 (火)
第 2 次 試 験	日 時 R 3. 8. 8 (日)、9 (月)、23 (月) 場 所 山形県警察学校、山形県警察三隊合同庁舎、山形県庁 内 容 作文試験 (1 時間)、人物試験 (個別面接及び適性検査)、身体測定、身体検査、体力検査 2、実技試験
採用候補者名簿確定	R 3. 9. 7 (火)
最終合格者発表	R 3. 9. 7 (火)
旧 名 簿 失 効	R 3. 9. 8 (水)

④ 警察官B（男性）

項 目	内 容
告 知	R 3. 4. 20（火）
受験申込受付期間	郵送・持参：R 3. 7. 16（金）～8. 30（月）（消印有効） インターネット：R 3. 7. 16（金） ～8. 30（月）（午後5時15分までの受信有効）
受 験 資 格	S61. 4. 2からH16. 4. 1までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又はR 4. 3. 31までに卒業見込みの者を除く。
第 1 次 試 験	日 時 R 3. 9. 19（日） 場 所 山形県総合研修センター、鶴岡・酒田・新庄・南陽の各警察署 内 容 教養試験（多肢選択式 50問 2時間）、体力検査1
第1次合格者発表	R 3. 10. 4（月）
第 2 次 試 験	日 時 R 3. 10. 17（日）、11. 1（月）、2（火） 場 所 山形県警察学校、山形県庁 内 容 作文試験（1時間）、人物試験（個別面接及び適性検査）、身体測定、身体検査、体力検査2
採用候補者名簿確定	R 3. 11. 18（木）
最終合格者発表	R 3. 11. 18（木）
旧 名 簿 失 効	R 3. 11. 19（金）

⑤ 警察官B（女性）

項 目	内 容
告 知	R 3. 4. 20（火）
受験申込受付期間	郵送・持参：R 3. 7. 16（金）～8. 30（月）（消印有効） インターネット：R 3. 7. 16（金） ～8. 30（月）（午後5時15分までの受信有効）
受 験 資 格	S61. 4. 2からH16. 4. 1までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又はR 4. 3. 31までに卒業見込みの者を除く。
第 1 次 試 験	日 時 R 3. 9. 19（日） 場 所 山形県総合研修センター、鶴岡・酒田・新庄・南陽の各警察署 内 容 教養試験（多肢選択式 50問 2時間）、体力検査1
第1次合格者発表	R 3. 10. 4（月）
第 2 次 試 験	日 時 R 3. 10. 17（日）、11. 1（月）、2（火） 場 所 山形県警察学校、山形県庁 内 容 作文試験（1時間）、人物試験（個別面接及び適性検査）、身体測定、身体検査、体力検査2
採用候補者名簿確定	R 3. 11. 18（木）
最終合格者発表	R 3. 11. 18（木）
旧 名 簿 失 効	R 3. 11. 19（金）

イ 試験結果

(単位：人、倍)

区分 試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
			1次	最終(b)		
警察官A(男性)	205	139	95	28	5.0	24
警察官A(女性)	61	40	32	8	5.0	8
警察官A(武闘指導・柔道)	1	1	1	1	1.0	1
警察官A(武闘指導・剣道)	0	-	-	-	-	-
警察官B(男性)	182	154	69	23	6.7	21
警察官B(女性)	43	37	23	8	4.6	8
計	492	371	220	68	5.5	62

※採用者数は、R4.4.1確定

ウ 受験者の状況

① 受験者数の推移

(単位：人)

年度 試験区分	H29	H30	H31	R2	R3
警察官A(男性)	255	217	180	166	139
警察官A(女性)	73	50	43	45	40
警察官A(武闘指導・柔道)	0	0	1	1	1
警察官A(武闘指導・剣道)	1	0	1	0	-
警察官B(男性)	242	193	168	168	154
警察官B(女性)	62	54	54	53	37
計	633	514	447	433	371

② 出身学校(令和3年度)

(単位：人)

区分 試験区分	学歴	大 学		短大 高専	専門 学校	高校 学	計
		国公立	私立				
警察官A(男性)	受験者	24	115				139
	合格者	11	17				28
警察官A(女性)	受験者	12	28				40
	合格者	4	4				8
警察官A(武闘指導・柔道)	受験者	1					1
	合格者	1					1
警察官A(武闘指導・剣道)	受験者						
	合格者						
警察官B(男性)	受験者			2	40	112	154
	合格者				9	14	23
警察官B(女性)	受験者			4	5	28	37
	合格者				2	6	8
計	受験者	37	143	6	45	140	371
	合格者	16	21		11	20	68

## (5) 採用選考（任命権者に委任しているものを除く）

## ア 採用選考（R3.4.1～R4.3.31 承認ベース）

(単位：人)

根拠規定	職位職名	任命権者					計
		知事	議会	教育委員会	警本 察部	病院 事業局	
8条1号 （係長級 以上の 職）	職務分類表1 （職務分類表 2及び3以外 の職）	部長級	2				2
		次長級	2		1		3
		課長級	9		15		24
		課長補佐級			4		4
		主査級			3		3
		係長級	1				1
	職務分類表2 （警察官）	参事官級					
		課長級				1	1
		課次長級					
		課長補佐級					
		係長級					
	小計	14		23	1	38	
8条2号 （国、他 県からの 割愛）	職務分類表1 （職務分類表 2及び3以外 の職）	部長級					
		次長級					
		課長級					
		課長補佐級					
		主査級					
		係長級					
		主事級	1				1
	職務分類表2 （警察官）	部長級					
		参事官級					
		課長級				3	3
		課次長級				4	4
		課長補佐級				4	4
		係長級				3	3
	係員				5	5	
	小計	1			19	20	

(単位：人)

根拠規定	職位職名	任命権者					計
		知事	議会	教育委員会	警察本部	病院事業局	
8条4号 (別表により選考採用する職)	医師					2	2
	歯科医師						
	職業訓練指導員	1					1
	理学療法士						
	作業療法士					1	1
	視能訓練士						
	あんまマッサージ指圧師						
	海技士						
	保健師	9			1		10
	助産師					2	2
	看護師					32	32
	獣医師	5					5
	薬剤師	4					4
	診療放射線技師					2	2
	臨床検査技師					3	3
	臨床工学技士					1	1
	言語聴覚士						
	精神保健福祉士						
	社会福祉士						
	管理栄養士	5					5
公認心理師							
歯科衛生士					1	1	
航空整備士					1	1	
小計	24				2	44	70
8条7号 (試験によることが不適当と人事委員会が認める職)	行政（ICT）	1					1
	行政（国際・観光）	1					1
	行政（社会人経験者）	7					7
	総合土木（社会人経験者）	7					7
	障がい者をもって補充しようとする職（行政）	2					2
	産業技術短期大学校指導員	1					1
	医療情報					2	2
	警察官（再採用）					2	2
	小計	19				2	2
合計	43				4	46	93

イ 選考試験（公募によるもの）

(単位：人、倍)

試験区分	区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
				1次	最終(b)		
獣医師		5	5		5	1.0	3
獣医師(再募集)		0	-		-	-	-
獣医師(再々募集)		0	-		-	-	-
薬剤師		4	4		4	1.0	3
薬剤師(再募集)		1	1		1	1.0	0
薬剤師(再々募集)		0	-		-	-	-
薬剤師(再々々募集)		1	1		1	1.0	1
職業訓練指導員		2	2	2	1	2.0	1
保健師		15	14	14	9	1.6	8
警察保健師		9	8	5	1	8.0	1
管理栄養士		34	26	13	5	5.2	5
精神保健福祉士		0	-		-	-	-
助産師		2	2		2	1.0	1
助産師(再募集)		2	2		1	2.0	1
助産師(再々募集)		0	-		-	-	-
産業技術短大指導員		2	2		1	2.0	1
医療情報		7	5		2	2.5	2
行政(社会人経験者)		23	21	19	5	4.2	4
行政(社会人経験者) (追加募集)		23	22	18	3	7.3	3
行政(ICT)		2	2	2	1	2.0	1
行政(国際・観光)		2	2	2	1	2.0	1
総合土木(社会人経験者)		5	5		5	1.0	5
総合土木(社会人経験者) (追加募集)		2	2		2	1.0	2
臨床検査技師		6	5	5	3	1.7	1
臨床検査技師 (追加募集)		0	-		-	-	-
臨床検査技師 (追加募集)		0	-		-	-	-
診療放射線技師		13	12	4	1	12.0	1
診療放射線技師 (追加募集)		4	3		1	3.0	1
臨床工学技士		4	4	4	1	4.0	1
臨床工学技士 (追加募集)		0	-		-	-	-
作業療法士		9	8	4	1	8.0	1
作業療法士 (追加募集)		3	2		1	2.0	1

(単位：人、倍)

試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
			1次	最終(b)		
歯科衛生士	4	3	3	1	3.0	1
看護師	44	44		34	1.3	29
看護師(追加募集)	10	8		5	1.6	3
看護師(診療看護師)	1	1		1	1.0	1
航空整備士	2	2	2	1	2.0	1
障がい者(行政)	25	22	6	2	11.0	1
警察官(再採用)	3	3	3	2	1.5	2
計	269	243	106	104	2.3	87

※採用者数は、R4.7.1現在

なお、合格者数の1次の欄が斜線の試験区分は、1次試験と2次試験に分けず一括して実施

#### 4 審査関係業務

##### (1) 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、同法第47条及び第48条の規定に基づき、これを審査し、判定を行う。その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する地方公共団体の機関に対し必要な勧告を行う。

令和3年度における措置要求事案の処理状況

事案名	要求内容	処理結果 (年月日)	備考
令和3年(措) 第1号事案	パワーハラスメント関係	却下 (R3.8.17)	
令和3年(措) 第2号事案	給与関係	棄却 (R4.3.16)	
令和4年(措) 第1号及び 第2号事案	給与関係、パワーハラスメント関係	—	係属中

##### (2) 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、同法第49条の3から第51条までの規定に基づき、これを審査し、審査請求に理由があると認めた場合は、処分の取り消し、修正の裁決を行う。また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱を是正するための指示を行う。

令和3年度には審査請求はなかった。現在、人事委員会に係属中の事案はない。

##### (3) 職員の苦情相談制度

職員から、勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談があった場合に、相談者に対して制度の説明や助言等を行うほか、必要に応じて、関係当事者に対して指導、あっせん等の措置を行う。

令和3年度における苦情相談の処理状況は、次のとおりである。

区分	転任・昇任	辞職	給与	勤務条件	服務	厚生福祉	ハラスメント	人事評価	その他	計
県分	2	1		4	1		12			20
委託団体分	1		1							2



## 5 監理関係業務

### (1) 管理職員等の範囲改正

組織の改編等により、次のような改正を行った。

#### ① 県関係

令和4年4月組織改編関係で追加指定した職、削除した職はない。

#### ② 委託団体関係

○ 令和4年5月20日改正（令和4年4月組織改編関係）

##### ア 追加指定した職

団体名	機 関	職
山形市	市長部局	食肉衛生検査所長
鶴岡市	市長部局	課長補佐（職員課）
北村山公立病院組合	管理者部局	主幹
置賜広域行政事務組合	理事会部局	事務局次長

##### イ 削除した職

団体名	機 関	職
山形市	市長部局	観光戦略推進監

### (2) 職員団体の登録

① 令和4年3月末現在登録されている団体数〔（ ）内は法人格を有するもの〕

県 関 係	8 ( 4 )
委 託 団 体 関 係	3 6 ( 1 1 )
市 町 村	3 4 ( 1 0 )
一 部 事 務 組 合	2 ( 1 )

② 変更登録状況（令和3年度）

区 分	変更登録 組 合 数	登 録 事 項 別 件 数				
		名 称	所 在 地	規 約	役 員	計
県 関 係	5			2	6	8
委 託 団 体 関 係	2 7				3 1	3 1
計	3 2			2	3 7	3 9

## 登録職員団体一覧表

登録番号	職員団体名	登録年月日	単位・連合	法人格付与の有無 (申出受理年月日)		主たる事務所の所在地	役員任期
県 2	山形県高等学校障がい児学校 教職員組合	S41.10.8	単位	有	S47.7.10	山形市木ノ実町12番37号	4/1～3/31
〃 3	自治労山形県職員労働組合	〃	〃	〃	S50.7.23	山形市松波二丁目8番1号	1年(大会～大会)(7/1～6/30)
〃 4	山形県教職員組合	〃	〃	〃	S44.7.25	山形市木ノ実町12番37号	2年(会計監査委員1年)(4/1～翌々年3/31)
〃 5	米沢市教職員組合	H3.8.6	〃	無		米沢市門東町2-3-27(教育と文化の会館内)	執行委員長・書記長2年、他の役員1年
〃 6	東置賜教職員組合	〃	〃	〃		南陽市二色根45-2(労働福祉会館内)	2年(4/1～翌々年3/31)
〃 7	北村山教職員組合	H4.11.26	〃	有	H16.1.23	村山市楯岡大沢川5-4(北村山教育会館内)	2年(4/1～翌々年3/31)
〃 8	全山形教職員組合	H5.1.19	連合	無		山形市薬師町2-6-15 新発見ビル2F	1年(定期大会～次期定期大会)
〃 9	山形県高校教職員組合	H21.1.15	単位	〃		山形市薬師町2-6-15 新発見ビル2F	4/1～3/31
市 1	大石田町職員労働組合	S41.10.8	〃	〃		大石田町大字大石田乙630番地	11月～10月
〃 2	寒河江市職員労働組合	〃	〃	〃		寒河江市中央一丁目9番45号	6/1～5/31
〃 3	庄内町職員労働組合	〃	〃	〃		庄内町余目字町132番地の1	7/1～6/末
〃 4	新庄市職員労働組合	〃	〃	〃		新庄市沖の町10番37号	大会～次期大会
〃 6	戸沢村職員労働組合	〃	〃	〃		戸沢村大字古口270番地	6/1～5/31
〃 7	山辺町職員労働組合	〃	〃	〃		山辺町緑ヶ丘5番地	大会～次期大会
〃 8	天童市職員労働組合	〃	〃	〃		天童市老野森一丁目1番地の1	大会～次期大会
〃 13	西川町職員労働組合	〃	〃	〃		西川町大字海味510番地	12/1～11/30
〃 14	三川町職員労働組合	〃	〃	〃		三川町大字横山字西田85番地	5/1～4/30
〃 15	上山市職員労働組合	〃	〃	〃		上山市河崎一丁目1番10号	1年(大会～大会)
〃 16	高島町職員労働組合	〃	〃	有	S41.10.8	高島町大字高島436番地	1年(大会～大会)
〃 17	遊佐町職員労働組合	〃	〃	〃	S41.10.8	遊佐町大字遊佐町舞鶴211番地	1年
〃 19	朝日町職員労働組合	〃	〃	無		朝日町大字宮宿1115番地	4/1～3/31
〃 20	山形市役所職員労働組合	〃	〃	有	S41.10.8	山形市旅籠町二丁目3番25号	1年
〃 21	村山市職員労働組合	〃	〃	〃	S41.10.8	村山市中央一丁目3番6号	10月～9月
〃 23	尾花沢市職員労働組合	〃	〃	〃	S55.7.19	尾花沢市若葉町一丁目2の3	1年(大会～大会)
〃 24	東根市職員労働組合	〃	〃	〃	S55.7.1	東根市中央一丁目1番1号	10/1～9/30
〃 25	河北町職員労働組合	〃	〃	〃	S57.9.1	河北町谷地戊81番地	10/1～9/30
〃 26	舟形町職員労働組合	〃	〃	〃	S53.12.7	舟形町舟形263番地	2年

登録 番号	職 員 団 体 名	登録年月日	単位・連合	法人格付与の有無 (申出受理年月日)		主たる事務所の所在地	役 員 の 任 期
市29	中山町職員労働組合	S41.10.8	単位	無		中山町大字長崎120番地	大会～次期大会
〃30	長井市職員労働組合	〃	〃	有	S53.8.21	長井市栄町1番1号	大会翌日～次期大会
〃31	鮭川村職員労働組合	S41.11.9	〃	〃	S54.1.25	鮭川村大字佐渡2003番地の7	1年(大会～大会)
〃32	川西町職員労働組合	S42.6.28	〃	無		川西町大字上小松977番地の1	1年(総会～総会)
〃33	大江町職員労働組合	S42.8.1	〃	〃		大江町大字左沢882番地の1	6/1～5/31
〃36	南陽市職員組合	S43.4.5	〃	〃		南陽市三間通436番地の1	11/1～10/31
〃37	金山町職員労働組合	S44.7.25	〃	〃		金山町大字金山324番地の1	11/1～10/31
〃38	小国町職員労働組合	S45.4.10	〃	〃		小国町大字小国小坂町二丁目70番地	大会翌日～2年後の大会
〃42	真室川町職員労働組合	S50.3.24	〃	〃		真室川町大字新町127番の5	11/1～10/31
〃43	飯豊町職員労働組合	S54.11.20	〃	〃		飯豊町大字椿2888番地	2年
〃44	大蔵村職員労働組合	S60.6.25	〃	〃		大蔵村大字清水2528番地	1年
〃45	酒田市職員労働組合	S62.4.1	〃	〃		酒田市本町二丁目2番45号	1年
〃47	白鷹町職員労働組合	H8.10.11	〃	〃		白鷹町大字荒砥甲833番地	12/1～11/30
〃48	最上町職員労働組合	H10.3.11	〃	〃		最上町大字向町644番地	1/1～12/31
〃49	鶴岡市職員労働組合	H10.4.1	〃	〃		鶴岡市馬場町9番25号	11月定期大会～次期定期大会
組 1	東根市外二市一町共立衛生 処理組合職員労働組合	S42.4.28	〃	有	H24.2.6	東根市大字野田字シタ2038番地	10/1～9/30
〃 2	置賜広域行政事務組合 職員労働組合	S52.3.15	〃	無		書記長所在の事業所	7/1～1年間

(3) 労働基準監督機関としての職権行使

① 令和3年度号別区分表

(令和3年4月1日現在)

監督機関	号別	業務内容	事業場名
労働基準監督署	1号	製造加工業	企業局事務所(5)
	3号	土木建設業	港湾事務所、総合支庁建設部(7(本庁舎4、地域振興局3))、同産業経済部農村整備課(7(本庁舎3、地域振興局3、独立庁舎1))、置賜総合支庁建設部小国分所
	4号	貨客運送業	山形空港事務所、庄内空港事務所
	10号	映画・演劇業	県民文化館
	13号	保健衛生業	[知事]食肉衛生検査所(2)、保健所(4)、福祉相談センター、庄内児童相談所、鶴岡乳児院、朝日学園、こども医療療育センター、同支所、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園、精神保健福祉センター、 [病院]県立病院(4)、 [教育]特別支援学校寄宿舎(8)
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署※1	企業局本局、 病院事業局本局
人事委員会	12号	教育研究調査の事業	[知事]職員育成センター、消防学校、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、同試験場(2)、高度技術研究開発センター、産業技術短期大学校、同庄内校、山形職業能力開発専門校、庄内職業能力開発センター、博物館、農業総合研究センター、同研究所(4)、農林大学校、水産研究所、内水面水産研究所、森林研究研修センター、総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室(3)、 [教育]教育センター、図書館、青年の家、少年自然の家(4)、少年自然の家分館、東桜学館中学校・高等学校、高等学校(41)、高等学校分校(4)、特別支援学校(寄宿舎を除く。)(12)、特別支援学校分校(6)、 [警察]警察学校
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署	[知事]知事部局本庁、消防救急課東根駐在、大阪事務所、名古屋事務所、病虫害防除所、同支所、総合支庁(本庁舎又は地域振興局に置かれるもので、保健所、産業経済部農村整備課※2及び建設部を除く。)(7)、総合支庁産業経済部農業技術普及課(本庁舎又は地域振興局に設置されるもの及び産地研究室を除く。)(3)、同部家畜保健衛生課(本庁舎に設置されるものを除く。)(3)、総合支庁建設部ダム管理課(3)、庄内総合支庁産業経済部水産振興課、東京事務所、 [教育]教育庁本庁、教育事務所(4)、 [警察]警察本部、機動捜査隊・交通機動隊・機動隊、機動捜査隊庄内方面隊、高速道路交通警察隊、高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊、高速道路交通警察隊米沢分駐隊、交通機動隊庄内分駐隊、機動隊庄内分駐隊、運転免許課、警察署(14)、 [その他]議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局

( )内の数字は事業場数を示す。

※1 企業局本局及び病院事業局本局は、地方公営企業法第39条第1項の規定により、地方公務員法第58条第5項が適用されないため、労働基準監督署が労働基準監督機関となる。

※2 西村山農村整備課、北村山農村整備課、西置賜農村整備課を含む。

② 令和4年度号別区分表

(令和4年4月1日現在)

監督機関	号別	業務内容	事業場名
労働基準監督署	1号	製造加工業	企業局事務所(5)
	3号	土木建設業	港湾事務所、総合支庁建設部(7(本庁舎4、地域振興局3))、同産業経済部農村整備課(7(本庁舎3、地域振興局3、独立庁舎1))、置賜総合支庁建設部小国分所
	4号	貨客運送業	山形空港事務所、庄内空港事務所
	10号	映画・演劇業	県民文化館
	13号	保健衛生業	[知事]食肉衛生検査所(2)、保健所(4)、福祉相談センター、庄内児童相談所、鶴岡乳児院、朝日学園、こども医療療育センター、同支所、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園、精神保健福祉センター、 [病院]県立病院(4)、 [教育]特別支援学校寄宿舎(8)
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署※1	企業局本局、 病院事業局本局
人事委員会	12号	教育研究調査の事業	[知事]職員育成センター、消防学校、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、同試験場(2)、高度技術研究開発センター、産業技術短期大学校、同庄内校、山形職業能力開発専門学校、庄内職業能力開発センター、博物館、農業総合研究センター、同研究所(4)、農林大学校、水産研究所、内水面水産研究所、森林研究研修センター、総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室(3)、 [教育]教育センター、図書館、青年の家、少年自然の家(4)、少年自然の家分館、東桜学館中学校・高等学校、高等学校(41)、高等学校分校(3)、特別支援学校(寄宿舎を除く。)(12)、特別支援学校分校(6)、 [警察]警察学校
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署	[知事]知事部局本庁、消防救急課東根駐在、大阪事務所、名古屋事務所、病害虫防除所、同支所、総合支庁(本庁舎又は地域振興局に置かれるもので、保健所、産業経済部農村整備課※2及び建設部を除く。)(7)、総合支庁産業経済部農業技術普及課(本庁舎又は地域振興局に設置されるもの及び産地研究室を除く。)(3)、同部家畜保健衛生課(本庁舎に設置されるものを除く。)(3)、総合支庁建設部ダム管理課(3)、庄内総合支庁産業経済部水産振興課、東京事務所、 [教育]教育庁本庁、教育事務所(4)、 [警察]警察本部、機動捜査隊・交通機動隊・機動隊、機動捜査隊庄内方面隊、高速道路交通警察隊、高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊、高速道路交通警察隊米沢分駐隊、交通機動隊庄内分駐隊、機動隊庄内分駐隊、運転免許課、警察署(14)、 [その他]議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局

( )内の数字は事業場数を示す。

※1 企業局本局及び病院事業局本局は、地方公営企業法第39条第1項の規定により、地方公務員法第58条第5項が適用されないため、労働基準監督署が労働基準監督機関となる。

※2 西村山農村整備課、北村山農村整備課、西置賜農村整備課を含む。

③ 特定機械等の設置状況（令和3年3月31日現在）

区分	知事		教育委員会		警察本部		計	
	事業場数	基数	事業場数	基数	事業場数	基数	事業場数	基数
ボイラー								
第一種圧力容器	3	3	4	5			7	8
計	3	3	4	5			7	8

④ 業務実施状況

ア 許認可、検査、届出等処理件数

項目		知事等	教育委員会	警察本部	計	備考
時間外労働・休日労働の協定届		25	67	1	93	
非常災害時等による労働時間延長届						
宿直または日直勤務許可				1	1	
断続的労働許可						
解雇予告除外認定		1	1		2	
ボイラー	設置届					
	落成検査					
	性能検査					
	取扱作業主任者選任報告					
	廃止届					
	休止届					
	是正報告					
第一種圧力容器	設置届					
	落成検査					
	性能検査	3	5		8	
	廃止届					
	休止届					
是正報告						
機械等設置届						
定期健康診断結果報告		1	1	1	3	
心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告		1	1	1	3	
電離放射線健康診断結果報告		1		1	2	
特定化学物質健康結果診断報告		1		1	2	
有機溶剤等健康診断結果報告		1		1	2	
有機業務(歯)健康診断結果報告		1			1	
高気圧業務健康診断結果報告		1		1	2	
鉛健康診断結果報告				1	1	
石綿健康診断結果報告		1			1	
有機溶剤業務適用除外認定許可		1			1	
衛生管理者選任報告		1	1	1	3	
産業医選任報告		1	1	1	3	

イ 性能検査の実施

ボイラー及び第一種圧力容器については、労働安全衛生法第41条第2項により、検査代行機関の公益社団法人ボイラー・クレーン安全協会の技術援助を受けて実施している。

ウ 事業場の号別決定

組織改編に伴い、令和4年3月に事業場（1か所）を廃止した。

【廃止事業場】

部 局	事 業 場 名	号 別	備 考
教育委員会	鶴岡南高等学校山添校	12号	鶴岡南高等学校の分校を廃止

エ 事業場の個別監督調査

136の事業場に対して監督調査を実施し、問題点のあった事業所に対しては、是正するよう指導した。

部 局	号 別	調 査 事業所数	問題点を是正 するよう指導 した事業所数	内 容
知 事	12号	25	1	○ 衛生管理者関係 (安衛法第12条)
	官公署	16	0	
教育委員会	12号	72	5	○ 時間外労働関係 (労基法第36条) ○ 衛生委員会関係 (安衛法第18条)
	官公署	0	0	
警 察 本 部	12号	1	0	○ 時間外労働関係 (人事委員会規則 6-1第6条の 3)
	官公署	22	2	
計		136	8	

## 6 公平委員会の事務委託関係業務

### (1) 委託状況

委託状況 団体区分	R 2 年度末の状況	R 3 年度中における変動		R 3 年度末の状況
		廃 止	新 規	
市	1 2 (米沢市を除く)	0	0	1 2 (米沢市を除く)
町 村	2 2 (全町村)	0	0	2 2 (全町村)
一部事務組合	1 5 (※ 1)	0	0	1 5 (※ 1)
広 域 連 合	2 (※ 2)	0	0	2 (※ 2)
計	5 1	0	0	5 1

#### (※ 1) 事務委託一部事務組合名

団 体 名	団 体 名
山形県消防補償等組合	置賜広域行政事務組合
山形県自治会館管理組合	西村山広域行政事務組合
山形県市町村職員退職手当組合	北村山広域行政事務組合
東根市外二市一町共立衛生処理組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
北村山公立病院組合	山形広域環境事務組合
松川堰組合	西置賜行政組合
庄内広域行政組合	酒田地区広域行政組合
最上広域市町村圏事務組合	

#### (※ 2) 事務委託広域連合名

団 体 名	団 体 名
最上地区広域連合	山形県後期高齢者医療広域連合

### (2) 委託事務処理に要した経費

事務処理経費総額：824,000円

なお、以下の算定方法により、各団体の負担額を算定し徴収した。

- ・ 団体負担額 1 団体あたり9,000円
- ・ 職員数加算額 職員数に応じた定額 (0 ～ 57,000円)
- ・ 職員団体加算額 職員団体 1 団体あたり1,000円